

I. 韓国商標制度

1. 韓国商標制度の概要

韓国の商標制度は、先願主義を採用しており、原則として、出願日順に審査、登録されます。出願の際には、多区分指定(1商標多区分出願)が可能です。

特許庁手数料は、特許庁において告示している商品名称のみを用いて出願する場合、1区分当たり6,000ウォン(それぞれの場合、1区分当たり2,000ウォン)であり、1区分の指定商品が20を超える場合、超過する指定商品ごとに2,000ウォンが加算されます。
*本リーフレットにおいては、便宜上、「商品又は役務」が指定商品又は指定役務を単に「商品」や「役務」と記載しております。

2. 商標登録出願の方法

(1) 韓国特許庁に直接商標出願

- ① 方式審査
- ② 実地審査後、拒絶理由が見つからない場合、出願公告がなされます
・在外者(韓国に住所や営業所がない場合は)、必ず、韓国内の代理人を通して商標出願を行わなければなりません。
・出願公告日から2か月まで異議申立可能
- ③ 異議申立がないか、他の拒絶理由が見つからない場合、登録決定書を発行
- ④ 登録料納付後、登録公告がなされ、商標登録証が発行されます

(2) マドリッド議定書に基づく国際出願

- ① 国際出願書に大韓民国を指定国として指定
- ② 原則的に、国際登録日を国内出願日とみなして審査
- ③ 登録決定書の発行後、登録料は、国際事務局に納付
- ④ 国際事務局に1つの更新申請をすることで、複数国を指定する国際登録更新が可能

商標出願手続き



II. 商標検索方法

1. 商標検索サイト

日本企業が韓国で事業を実施する場合、韓国に自身の商標と類似する商標が先に登録されているか否かを調査しなければなりません。韓国特許庁情報ネットKIPRIS(英語版)(<http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>)での検索を通してその調査が可能です。

日本と韓国とは、ともに漢字文化圏に属しており、使用する漢字もほとんど同じですが、漢字の読み方は互いに異なるため、漢字が含まれた商標、漢字からなる商標は類似する商標が、韓国で出願又は使用されている確率は他の国に比べてかなり高くなります。

そのため、検索のキーワードは、自身の商標の「称呼」を定めて該当する称呼と同一又は類似するハングル、アルファベット、数字の組み合わせを考慮して決定しなければなりません。

2. 商品の類似判断(類似群コード)

韓国の商標審査実務上、商品の類否は、類似群コードを用いて判断されるため、類似群コードが同じ商品は、商品区分が異なっても類似した商品として審査されることがあります。

※ 「類似群」は、商品自体の属性および取引の実情またはサービスの性質や内容、サービスの取引の実情が同一又は類似する商品群で、「類似群コード」は、それぞれの類似群に付与された特定のコードです。したがって、商標検索時、類似群コードを入力し、正確な検索結果を得ることが可能です。

※ 類似群コードは、以下の韓国特許庁サイトで検索可能です。
https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=31064&cmenu=m06_07_03_01&version=11

3. 商標の類否判断

対比する商標を全体的に比較し、外観、称呼および観念の面から類否を判断し、要部観察(商標の文字構成のうち、主要部を対比)および分離観察を並行して判断します。

韓国抜け駆け出願対策リーフレット

III. 第三者の模倣商標*出願 に対する法的措置

*正当な権利者の商標をそのまま、又は似せて適用した商標を指します。

1. 模倣商標登録前

(1) 法的措置の種類

出願公告前なら誰でも情報提供可
・ 代理人費用(USD2,300~2,000)
・ 庁手数料なし
・ 使用言語:韓国語
・ 在外者の場合、代理人の選定が必要
・ オンライン提出可

出願公告後なら誰でも異議申立可
・ 代理人費用(USD2,300~4,300)
・ 庁手数料(1区分当たり50,000ウォン)
・ 使用言語:韓国語
・ 在外者の場合、代理人の選定が必要
・ オンライン提出可

- ③ 商品の品質を認識させるか、需要者を欺瞞するおそれのある商標(商標法第34条第1項第12号)
- ④ 国内または外国の需要者らに特定人の商品を表示するものであると認識されている商標と同一類似した商標で、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を負わそうとする等、不正な目的で使用する商標(商標法第34条第1項第13号)

2) その他、他人が正当な権利者との取引関係を通じて知ることになった商標を模倣して出願した場合、以下の法律や規定を根拠とする情報提供または異議申立を行うことができます。以下の規定は、正当な権利者の商標が一定水準の認知度を有していることをその要件として規定していません。

- ① 同業・雇用等の契約関係もしくは業務上の取引関係またはその他の関係を通じて他人が使用するか使用を準備中の商標であることを知りながら、その商標と同一・類似した商標を同一・類似した商品に登録出願した商標(商標法第34条第1項第20号)
商標として機能しないドラマのタイトルや著作物は適用されませんが、他人がドラマのタイトルや著作物を商標として使用したり、使用を準備中である場合は、本号が適用できます。
- ② 契約当事国に登録された商標と同一・類似した商標であって、その登録された商標に関する権利を有した者との同業・雇用等の契約関係もしくは業務上取引関係またはその他の関係にあるか、あった者が、その商標に関する権利を有した者の同意を受けず、その商標の指定商品と同一・類似した商品で指定商品として登録出願した商標(商標法第34条第1項第21号)。

(2) 法的根拠

1) 韓国は、登録主義を採用していますが、例外的に国内または海外で一定水準の認知度を有する未登録商標の模倣出願を拒絶しています。したがって、正当な権利者は、模倣出願の登録を阻止するために、以下の法律や規定を根拠に情報提供または異議申立を行うことができます。

- ① 他人の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている商標と同一・類似した商標であって、その他の商品と同一・類似した商品に使用する商標(商標法第34条第1項第9号)
- ② 需要者に弊者に認識されている他人の商品もしくは営業と混同を起こさせるか、その識別力または名声を損傷させるおそれのある商標(商標法第34条第1項第11号)

2. 模倣商標登録後

(1) 無効審判

- ・ 代理人費用(USD4,300~7,000)
- ・ 庁手数料(1区分当たり240,000ウォン)
- ・ 使用言語:韓国語
- ・ 在外者の場合、代理人の選定が必要
- ・ オンライン提出可

正当な権利者は、模倣商標について利害関係を有しているため、上記の法的根拠に基づいて無効審判を提起することができます。ただし、周知商標の規定(商標法第34条第1項第9号)の場合、商標登録日から5年が経過した後は、請求することができません。

(2) 不使用取消審判

- ・ 代理人費用(USD700~2,000)
- ・ 庁手数料(1区分当たり240,000ウォン)
- ・ 使用言語:韓国語
- ・ 在外者の場合、代理人の選定が必要
- ・ オンライン提出可

模倣商標の登録後、その指定商品について取消審判請求日前から継続して3年以上使用されていない場合、不使用取消審判を提起することができます。たとえば、模倣商標が正当な権利者に高い価格で転売しようとする不正競争の目的に起因して出願された場合、すなわち、実際の使用意思がない場合が、これに当たります。

IV. 事前予防策

- ① 商標の使用計画がある場合は、商標出願と登録による権利化を通じて紛争を防ぐことができます。韓国の商標審査実務上、日本語は以下のように扱われるため、日本語の商標が登録された場合、当該商標は、特に称呼(ハングル音訳)および観念(ハングル発音)の面で同一または類似した商標について登録を排除する効果を持つことができます。
 - ② 正当な権利者の未登録商標の国内または海外での認知度を根拠に法的措置をとる場合、商標の使用実態を証明することが求められます。使用証拠を収集する必要があります。商標の認知度判断の際、その商標の売上高、市場シェア、広告(新聞、雑誌、ラジオ、TV、インターネット、博覧会等)実績、普及度、ライセンス等を総合的に考慮します。
 - ③ ライセンス契約の量は商標の認知度判断に考慮される要素であり、ライセンス契約の存在は、将来の紛争において相手方の不正な目的または取引関係の証拠資料として上手に活用することができるため、ライセンス契約は、文書化して確保しておくことが望ましいです。また、その内容に商標の使用範囲、使用期間といった使用の具体的な条件を正確に明示しておくことも望ましいといえます。
- ・ ひらがな、カタカナからなる商標(ハングルと混用表記の場合を含む)は、ハングルに音訳又は翻訳して商標法の各条文に対する該当有無を審査します
 - ・ 日本語の発音をそのまま英語で表記した商標(例:KABUKI)も、韓国である程度、その意味が理解される単語である場合、その意味を把握して商標法の各条文に該当するかを判断します
 - ・ 漢字からなる商標について、韓国語の読み方で読み、その意味も韓国で通用する意味として理解することを原則とします(例:「小川」の場合、韓国語の読みでは「ソコヨ」となり、原則的にまず、他人の先登録商標「ソコヨ(小川)」に係る判断をします。)